

2. 上半期報告貸借対照表

(単位:百万円、%)

科目 期別		平成16年度上半期末 (平成16年9月30日現在)		平成17年度上半期末 (平成17年9月30日現在)		平成16年度末要約貸借対照表 (平成17年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(資 産 の 部)							
現 金 及 び 預 貯 金		173,535	0.6	148,452	0.5	188,229	0.6
コ ー ル ロ ー ン		239,600	0.8	225,600	0.7	254,000	0.9
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	20,298	0.1
買 入 金 銭 債 権		523,770	1.8	430,342	1.4	520,122	1.7
金 銭 の 信 託		3,031	0.0	6,911	0.0	6,108	0.0
有 価 証 券		20,948,943	70.5	22,416,880	73.2	21,411,692	71.7
(うち国債)		(5,589,908)		(6,064,988)		(5,989,456)	
(うち地方債)		(1,113,558)		(893,084)		(994,112)	
(うち社債)		(3,185,180)		(3,121,114)		(3,094,283)	
(うち株式)		(4,444,947)		(5,201,716)		(4,666,697)	
(うち外国証券)		(6,212,054)		(6,662,172)		(6,237,635)	
貸 付 金		6,109,716	20.6	5,760,721	18.8	5,805,303	19.4
保 険 約 款 貸 付		736,310		708,399		712,438	
一 般 貸 付		5,373,405		5,052,321		5,092,864	
不 動 産 及 び 動 産		1,284,915	4.3	1,231,491	4.0	1,247,909	4.2
(うち不動産)		(1,277,780)		(1,225,456)		(1,241,592)	
再 保 険 貸		78	0.0	57	0.0	107	0.0
そ の 他 資 産		445,269	1.5	407,042	1.3	407,140	1.4
支 払 承 諾 見 返		2,822	0.0	6,897	0.0	1,110	0.0
貸 倒 引 当 金		▲ 19,840	▲ 0.1	▲ 12,296	▲ 0.0	▲ 14,212	▲ 0.0
投 資 損 失 引 当 金		▲ 147	▲ 0.0	▲ 168	▲ 0.0	▲ 103	▲ 0.0
資 産 の 部 合 計		29,711,695	100.0	30,621,934	100.0	29,847,706	100.0

(単位:百万円、%)

科目 期別		平成16年度上半期末 (平成16年 9月30日現在)		平成17年度上半期末 (平成17年 9月30日現在)		平成16年度末要約貸借対照表 (平成17年 3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(負 債 の 部)							
保 険 契 約 準 備 金		26,533,836	89.3	26,795,068	87.5	26,486,069	88.7
支 払 備 金		323,226		210,275		274,269	
責 任 準 備 金		25,776,802		26,167,488		25,821,788	
社 員 配 当 準 備 金		433,806		417,304		390,010	
再 保 險 借		528	0.0	442	0.0	434	0.0
社 債 債		55,525	0.2	56,595	0.2	53,695	0.2
そ の 他 負 債		1,078,127	3.6	987,964	3.2	948,285	3.2
退 職 給 付 引 当 金		439,214	1.5	452,030	1.5	443,804	1.5
偶 発 損 失 引 当 金		25,921	0.1	-	-	-	-
価 格 変 動 準 備 金		173,453	0.6	186,953	0.6	180,453	0.6
繰 延 税 金 負 債		25,215	0.1	234,971	0.8	94,856	0.3
再評価に係る繰延税金負債		3,919	0.0	15,639	0.1	15,373	0.1
支 払 承 諾		2,822	0.0	6,897	0.0	1,110	0.0
負 債 の 部 合 計		28,338,565	95.4	28,736,562	93.8	28,224,083	94.6
(資 本 の 部)							
基 金 金		140,000	0.5	110,000	0.4	140,000	0.5
基 金 償 却 積 立 金		220,000	0.7	250,000	0.8	220,000	0.7
再 評 価 積 立 金		248	0.0	248	0.0	248	0.0
剰 余 金		154,818	0.5	158,175	0.5	221,086	0.7
損 失 て ん 補 準 備 金		4,000		4,300		4,000	
任 意 積 立 金		98,887		101,526		98,814	
中 間 未 処 分 剰 余 金		51,930		52,349		* 118,271	
中 間 純 剰 余 金		52,109		51,948		* 138,925	
土 地 再 評 価 差 額 金		6,946	0.0	27,718	0.1	27,248	0.1
株 式 等 評 価 差 額 金		851,116	2.9	1,339,229	4.4	1,015,040	3.4
資 本 の 部 合 計		1,373,130	4.6	1,885,372	6.2	1,623,623	5.4
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計		29,711,695	100.0	30,621,934	100.0	29,847,706	100.0

* 平成16年度末要約貸借対照表の中間未処分剰余金・中間純剰余は、それぞれ当期末処分剰余金・当期純剰余を示しています。

平成17年度上半期

1. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式および関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては9月末日の市場価格等(国内株式は9月中の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2. 責任準備金対応債券

残存年数10年以下の個人保険・個人年金保険、残存年数10年超40年以下の個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、拠出型企業年金保険(ただし一部保険種類を除く)の小区分に対応した円貨建債券のうち、デュレーション・コントロールを目的として保有するものについて「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

責任準備金対応債券の当中間期末における貸借対照表計上額は、3,896,716百万円、時価は3,978,565百万円であります。

3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

4. 不動産及び動産の減価償却の方法

不動産及び動産の減価償却の方法は、建物(建物附属設備、構築物は除く)については定額法、建物以外については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社および関連会社株式は除く)は、9月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社および関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,461百万円であります。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に従い、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数により翌事業年度から損益処理しております。

(3)投資損失引当金

投資損失引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、時価のない有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

(4)価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

7.ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日)に従い、主に、一般貸付の一部および公社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理および繰延ヘッジ、外貨建一般貸付については為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ等による振当処理、また外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約等による時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動または時価変動を比較する比率分析によっております。

8.消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、税法に定める繰延消費税については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、当中間期に費用処理しております。

9.責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示 第48号)
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法

その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。

11. 法人税及び住民税

当中間期に係る法人税及び住民税および法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金処分による不動産圧縮積立金、不動産圧縮特別勘定積立金、社員配当準備金、基金利息の積立および取崩しを前提として、金額を計算しております。

12. 繰延資産の処理方法

社債発行差金はその他資産に計上しており、社債償還期限までの期間に対応して均等償却しております。

13. 固定資産の減損に係る会計基準

当中間期から固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成14年8月9日企業会計審議会)および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、税引前中間純剰余は11,399百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

平成17年度上半期末

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
 - ・ 再評価を行った年月日
平成13年3月31日
 - ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。
 - ・ 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 96,239百万円
3. 不動産及び動産の減価償却累計額は、590,804百万円であります。
4. 平成12年8月に実施した住宅ローンの証券化(当中間期末の原債権残高109,664百万円)に伴い、当社が保有する受益権(26,793百万円)については、貸付金として貸借対照表に表示しております。なお、貸倒引当金については、現存する原債権残高の総額を対象として算定しております。
5. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、27,012百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は1,212百万円、延滞債権額は20,140百万円、3カ月以上延滞債権額は923百万円、貸付条件緩和債権額は4,735百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は6,751百万円、延滞債権額は6,709百万円それぞれ減少しております。
6. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、1,493,606百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
7. 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機があります。

平成17年度上半期末

8. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりです。

前年度末現在高	390,010百万円
前年度剰余金よりの繰入額	82,164百万円
当中間期社員配当金支払額	60,941百万円
利息による増加等	6,070百万円
当中間期末現在高	417,304百万円

9. 基金30,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

10. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、22,188百万円であります。

11. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金130,000百万円が含まれております。

12. 負債の部の社債56,595百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債であります。

13. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は、6,812百万円であります。なお、当該負担金は拠出した中間期の事業費として処理しております。

保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は、44,264百万円であります。なお、当該負担金は拠出した中間期の事業費として処理しております。

14. 子会社の株式は、11,307百万円であります。

15. 担保に供されている資産の額は、125,947百万円であります。また、担保付き債務の額は2,235百万円であります。

16. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、483,977百万円であります。

17. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同令第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額はありません。また、同令第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は0百万円であります。